

福井市六条地区社会福祉協議会規約

（名称および事務所）

第1条 本会は福井市六条地区社会福祉協議会と称し、事務所は六条公民館内に置く。

（目的および事業）

第2条 本会は六条地区の住民が、健康で文化的な生活を営むことができるように、全住民が協力して地区の福祉を増進し、明るく豊かな町づくりに貢献することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

第4条 地域の福祉に関する総合的計画および調査研究

- 1 地域の福祉活動に関する住民の理解と関心を高めるための啓発活動
- 2 地域ぐるみの福祉活動の実践
- 3 各種団体との福祉に関する連絡調整および活動の助成
- 4 市社会福祉協議会など関係機関との連携
- 5 その他本会の目的達成に必要な事業

（組織）

第5条 本会は六条地区民をもって組織する。

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名 副会長 3名 事務局 2名 常任理事 若干名
理事 若干名 評議委員 若干名 監事 2名 顧問 2名
- 2 会長・副会長は総会において選出する。ただし、副会長の1名は自治会連合会長を充てる。
- 3 常任理事は理事会において選出する。
- 4 理事は福祉団体代表および民生委員・児童委員、福祉委員、保護司、保健衛生推進員とする。
- 5 評議委員は各自治会長、公民館運営審議委員並びに公民館運営協力委員とする。監事は評議委員会において選出する。
- 6 本会は顧問を置くことができる。顧問は公民館長及び前会長がなり、会議に参加して意見を述べるができる。
- 7 役員の任期は2年とする。ただし、充て職の場合は充て職の期間とする。再任を妨げない。

（役員の任務）

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括し、会議を招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 常任理事は会長の命を受けて会務を処理をする。
- 4 理事は会務を執行をする。
- 5 評議委員は会長の諮問に応じる。
- 6 監事は本会の業務の執行状況、並びに経理状況を監査する。

(会議)

第8条 本会の会議は次のとおりとする。

- 1 会議は総会、理事会、常任理事会、評議委員会とする。
- 2 会議は会長が必要と認めたとき招集し、開催する。
- 3 総会は理事、評議委員をもって、毎年1回これを開く。
- 4 総会の議決を要する事項は次のとおりとする。
 - (1) 事業計画
 - (2) 規約の変更
 - (3) 役員の選出
 - (4) 予算・決算に関する事項
 - (5) その他の重要事項

(会計)

第9条 本会の会計は次のとおりとする。

- 1 本会の経費は会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は会長が理事会にはかり定める。

附則

- 1 この規約は平成3年7月5日より施行する。ただし、平成3年度は4月1日に遡り適用する。
- 2 この規約は平成8年3月24日より施行する。
- 3 この規約は平成9年4月5日より施行する。
- 4 この規約は平成13年4月7日より施行する。
- 5 この規約は平成14年4月4日より施行する。
- 6 この規約は平成29年4月8日より施行する。